

岩国市建設工事における「週休2日工事」の実施要領について（お知らせ）

令和8年4月
岩国市契約監理課

岩国市建設工事における「週休2日工事」の試行要領を改定し、以下のとおり実施要領とすることとしたのでお知らせします。

1. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上で設計金額が200万円を超える土木系工事を対象とする（災害復旧工事を含む）。ただし、応急復旧工事など週休2日工事の実施が困難な工事は対象外とする。

（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

2. 発注方式

発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」として発注する。また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）・月単位」として発注する。

3. 補正係数

月単位及び完全週休2日の補正係数を改定し、通期の補正係数を廃止する。

4. 経費の補正方法

発注時は、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定し、契約後速やかに受発注者間で協議を行い、完全週休2日を実施するとした場合は、精算段階でこれの達成が確認できれば、完全週休2日の補正係数で各経費を補正し、契約変更を行う。

また、月単位に満たない場合は、補正分を減額する契約変更を行う。

5. 適用基準日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

6. その他

- ・治山林道工事は、岩国市治山林道工事における「週休2日工事」の実施要領による。
- ・営繕系工事は、岩国市営繕系工事における「週休2日工事」の試行要領による。